

総 代 選 挙 の 公 告

亀田郷土地改良区定款附属書総代選挙規程第 4 条の規定により、総代の補欠選挙を下記のとおり行うので、告示する。

令和 7 年 5 月 19 日

亀田郷土地改良区
理事長 阿 部 徳 威

記

- 1 選挙の期日 令和 7 年 5 月 25 日
- 2 投票開始の時刻 午前 7 時
- 3 投票終了の時刻 午後 5 時
- 4 選挙を実施する選挙区
及び選挙する総代の数 別紙のとおり
- 5 投票用紙に記載する総代の数 1 人
- 6 その他
 - (1) 総代に立候補しようとする者は、明日中にその旨を書面でこの土地改良区に届け出てください。
 - (2) 総代の候補者を推薦する者（組合員 5 人以上）は、本人の承諾を得て、明日中にその旨を書面でこの土地改良区に届け出てください。
 - (3) (1) 及び (2) の届出は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間に行ってください。
 - (4) 総代の候補者の数が選挙すべき総代の数を越えた選挙区にあつては、総代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は推薦の別並びに投票所及び開票所について、選挙の期日の 3 日前までに公告します。
 - (5) 総代の候補者の数が選挙すべき総代の数を越えない選挙区にあつては投票を行わず、(4) の公告に代えて、当選人を公告します。

別紙

選挙を実施する選挙区	選挙区域	選挙する総代の数
第3区	新潟市江南区亀田・亀田ノ内高山・袋津・城所・茅野山・船戸山・荻曾根・泥潟・鶉ノ子・亀田早通・早通・下早通・亀田長潟・長潟・丸潟・早苗・亀田緑町・五月町・亀田四ツ興野・元町・城山・所島・曙町・亀田水道町・亀田東町・亀田新明町・稲葉・砂岡・砂崩・東本町・西町・亀田大月・旭・東船場・亀田中島・諏訪・亀田向陽・泉町・亀田本町 新潟市東区亀田中島 新潟市中央区鶉ノ子・亀田早通	1人
合 計		1人